

# 石綿使用建築物等解体等業務特別教育(補講)

## 開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL054-255-1080

FAX054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

|                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 下田分会 TEL<0558>22-3174 (下田建設業協会内) | 静岡分会 TEL<054>245-6288 (静岡建設業協会内) |
| 三島分会 TEL<055>975-0332 (三島建設業協会内) | 島田分会 TEL<0547>37-7105 (島田建設業協会内) |
| 沼津分会 TEL<055>932-8311 (沼津建設業協会内) | 袋井分会 TEL<0538>42-4338 (袋井建設業協会内) |
| 富士分会 TEL<0545>61-2838 (富士建設業協会内) | 浜松分会 TEL<053>454-8288 (浜松建設業協会内) |
| 清水分会 TEL<054>364-5636 (清水建設業協会内) | 天竜分会 TEL<053>926-1562 (天竜建設業協会内) |

石綿障害予防規則は平成17年7月1日より施行され、この規則により、事業者は石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に従事する労働者に対し、特別教育を行わなければならないとされています。また、平成21年4月1日より石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程が改正され、「保護具の使用法」の講習時間が従前の30分から1時間に改正されました。

本規程は、平成21年3月31日までの「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」修了者にも適用され、追加補講教育を受講しない場合、お持ちの特別教育修了証は修了証としては認められませんので、ご注意ください。

今回の追加補講教育(2H)は、建災防以外で受講された特別教育修了証をお持ちの方でも受講することが出来ます。※追加補講のみの修了証の発行となります。

記

## 1. 講習開催日及び会場等

- (1) 講習会は、毎年2月、5月、8月、11月頃に発行します別途「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 追加補講の修了証を新たに発行します。

※今までの特別教育修了証と2枚持つこととなります。

## 2. 講習の科目及び時間

| 科 目   | 範 囲   | 時 間  |
|---|---|------|
| ・ 関係法令<br>・ 石綿の有害性<br>・ 石綿等の使用状況<br>・ 石綿の粉じんの発散を抑制するための措置 | ・ 改正石綿則の概要<br>・ 喫煙の影響<br>・ 事前調査の結果の措置等<br>・ 隔離の措置に関する事項<br>・ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用 | 1 時間 |
| ・ 保護具の使用方法  | ・ 防じんマスクの顔面への密着性の確認(フィットテスト)等による適正な使用方法、保守管理の方法等                              | 1 時間 |

## 3. 受講対象者

- (1) 石綿使用建築物等解体等業務特別教育修了者で、修了証の発行日が平成 21 年 3 月 31 日以前の者。

## 4. 講習会費

受講料 2,500 円    テキスト代 800 円    合計 3,300 円 (消費税込)

## 5. 受講申込手続

- (1) 次頁の受講申込書及び受講票をキリトリ、必要事項を記入捺印のうえ、開催日の 10 日前までに建災防支部又は各分会に受講料を添えて申し込んで下さい。
- (2) 「石綿特別教育」修了証の写しを添付してください。
- (3) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (4) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承下さい。
- (5) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の 7 日前までに申し出て下さい。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承下さい。
- (6) 講習会費振込みの場合は、  
中央三井信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901  
静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374  
※名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

## 6. そ の 他

- (1) 当日は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (3) 修了証は教育修了時に交付します。
- (4) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了証は交付しません。